

## 議会運営委員会記録

招集年月日	令和 5 年 9 月 15 日 (金)			
招 集 場 所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会    9 月 15 日    午前 10 時 00 分			
	閉 会    9 月 15 日    午前 10 時 45 分			
出席委員	委員長	加 藤 大 輔	副委員長	山 田 一 繁
	委 員	松 尾 万 葉 香	委 員	三 木 伸 也
	委 員	大 澤 博 行	委 員	森 崎 成 喜
	議 長	鈴 木 健 夫	副議長	和 田 貴 弘
欠席委員	なし			
説明のため 出席した者 の職氏名	なし			
書 記	事務局長	林 政 男	次 長	吉 田 聡 明
	主 幹	金 子 砂 知 子		
事 件	・タブレット導入に係る検討事項について			
調 査 の 経 過				
(別紙のとおり)				

## 調査の経過

<開 会> 午前10時00分

- 。加藤委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。これより議会運営委員会を開会いたします。本日の日程については、タブレット導入に係る検討事項についてであります。

<タブレット導入に係る検討事項について>

- 。加藤委員長 前回の議会運営委員会で各会派の方から、ご意見をいただきますようにということで、お願いをしておりました。

おかげさまで事前に、文書また口頭などでご意見を頂戴いたしましたので、タブレット導入事項検討用ということで1枚の文書にまとめることができました。

こちらの文書を元に事前に皆さんからいただいた意見等々をご紹介しながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、まず最初に使い方、ルールの①個人使用の可否についてであります。これについては、各会派とも持ち帰りについては可能ということでここは一致したご意見でございました。

ただ、個人使用の範囲の限定であるとか、セキュリティ対策の徹底というようなご意見を頂戴いたしましたので、持ち帰りに関しては、可能ということで議論を進めてまいりたいと思います。

また、個人使用の範囲についてであります。参考資料にございますけれども、基本的には、議会活動及び議員活動とする、政治活動および私的活動を除くとご意見を頂戴しました、これについては、目的である効率化、向上、機能強化というところに主眼を置いて、使用するのが良い、また、そういったところから スタートするのが良いというようなご意見が大半でございました。これについては、議会活動及び議員活動で、政治活動及び私的活動は除いて、議会に注力するというようなことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのようにしていきたいと思っております。次に使用端末は貸与タブレット、議員個人所有のパソコン、スマートフォン、タブレット等の情報端末も可とするか、その場合、事前許可制にするか等ございましたが、多くの皆さんからは、これ全般に関わるところですが、あまり最初の段階で、個人差を無くし、同じ環境でやっていく方が、使い方やルール等々において問題が明確になっていくのではないかと。また、新しくこういった使い方ができるというような前向きな話もできるのではないかと。ところで、スタートの段階では、タブレットのみとするのが良いというようなご意見が多く寄せられました。この点については、皆さん、いかがでしょうか。

- 。松尾委員 私は、許可制でも、色々持ち込めるようにするのがよいと思っていて、理由としては、色々持ち込めるようにすることで、また見えてくるものもあるのかなと。そこで問題があれば改善をしていったらいいのかなと思うのと、後半の議会基本条例の改正で、情報技術を積極的に活用とかもあったりするので、そもそも目的である議会の機能強化という観点でも、今時点で制約する必要があるのかなというのを感じます。タブレットでキーを打ちたいってなったら、結局、外付けキーコードを皆さ

ん買ったりすることもでてくるので、そういったお金もかかることもあって、総合的に考えて、持ち込み可能にした方がいいなと思います。

- 加藤委員長 ただいま、そのような意見がございました。他の項目等とも関連してくるのですが、議論を進めていく際に、なるべく、今の議会の規則等は大きく変えずに、基本は今のルールの中に当てはめて使える方向性がいいというような意見を、その他の項目のところでもいただいております。今そのような意見がありましたが、タブレットだけということにするか、個人所有のスマートフォン、タブレット、パソコン等も許可するかという点についてはいかがいたしましょうか。
- 松尾委員 この後の議論になるのかなと思いますが、傍聴者のスマートフォンの持ち込みの有無との共有性もあってもいいのかなと思います。
- 加藤委員長 この後の議論と関係しますが、録音、録画をしたものをSNSへ投稿するといった危険性が高まるのではないかなというような意見を多数いただいておりますので、基本的には傍聴者は使用不可とする。タブレットを導入して、まずはペーパーレス化に特化して進めていこうという意見が大半だったと理解しております。
- 三木委員 会議に使用するのはタブレットのみで、個人使用のものは持ち込まないということは、とりあえずタブレットに慣れるということで私も第一段階としてはその方向でいいと思います。
- 加藤委員長 それでは、タブレットのみで良いと思われる方は挙手をいただけますでしょうか。  
(全員挙手)  
それでは、タブレットのみの使用を可とするということで進めていきたいと思えます。(3)については、24時間365日どこでも使えるということになります。インターネット回線に関しては、前回お話したとおり、使えるということになりました。  
次に個人負担の可否について議論を進めてまいりたいと思えます。個人使用の負担に関しては一致したご意見を頂戴しております。まず、タブレットの使用を希望しない議員に対しても、効率化、向上、機能強化といった目的を達成するために使用していただくといった点と、導入に関して、個人的な使用を許可していないこと等を理由といたしまして、基本的には個人負担はなしというようなことで、会派からそのようなご意見で頂戴しておりますので、個人負担はなしという方向で進めてまいりたいと思えますがよろしいですか。  
(異議なし)  
それでは、そのように進めます。
- 松尾委員 個人負担なしは、賛成します。破損、故障の場合、使用者の故意または重大な過失による場合というのはどういったことが想定されるのでしょうか。
- 加藤委員長 それについては、レンタルの際の保険があると思えますけども補足があれば、事務局からお願いします。

- 林事務局長 基本的には、今言われたように保険で対応しますが免責事項として、重大な瑕疵があった時には適用されない場合もあります。条項の中に入っているの、確認的にここに書いてありますけど、ほとんどそういうケースはないと思われま。
- 松尾委員 紛失時のロックとかヘルプデスクとか、そういったのも契約されるのですか。
- 林事務局長 仕様自体にはヘルプセンターを単体では入れてないです。ヘルプセンターというのはないかなと思います。どこも最近そうですがタブレット端末の管理について、資料の13ページ、MDM（モバイルデバイスマネジメント）による一元管理を仕様に入れる予定でおります。皆さんのタブレット端末を一元的に、事務局の方で管理させていただくことで、紛失や盗難があった場合に遠隔でデバイスロックや初期化ができます。位置情報も取れますので、例えば、どこかに忘れてきてしまった場合も管理者としてその管理権限で制御することができます。  
また、今後タブレットの中にアプリ等を入れる時に管理者で全員の端末に配布することもできますし、遠隔監視でウイルスに感染しているかというのを調べることができるようなMDMというものを入れる方向で考えております。
- 加藤委員長 ②本会議場、委員会室での使用について進めてまいります。まず、議員の使用ですが、本会議、委員会では、タブレットのみを使用するというので、先ほど決まりましたけれども、その際の禁止事項を7項目挙げております。
  - (1) 音声、操作音を発するなど会議の支障となる行為を行うこと。
  - (2) 電子メール等による外部との通信を行うこと。
  - (3) 議事内容に関係のないインターネットサイトの閲覧をすること。
  - (4) SNSや外部掲示板等への投稿すること。
  - (5) 会議を撮影し、録音し、又は録画すること。
  - (6) 他者の迷惑になる行為を行うこと。
  - (7) その他当該会議の目的以外の目的に使用すること。
 ということで、基本的には、会議に関係ない使用については、禁止するというのと、迷惑行為になるようなことについては、禁止をするという主な点でございます。
- 松尾委員 (4) SNSや外部掲示板等への投稿について、「等」とはなっているがSNSや外部掲示板に限定している感じがして、基本的に会議中に情報発信はNGだと思うのでツールを限定せずにアーカイブでの情報発信することみたいにしたい方が、今後汎用性があると思います。
- 加藤委員長 (2)と(4)を少しまとめてもいいかもしれないなと思いますので、要するに外部とのやりとり投稿も含めその情報のやり取りをしないというようなことで一文にまとめようと思います。
- 松尾委員 相手が個人的な情報発信、情報收受はダメとしておく、この先、議会改革の中で議会として情報発信していくみたいなことがあるかもしれないので、個人的なとか会議中の発信がダメということで全部網羅できるのではないのでしょうか。

- 加藤委員長 今の趣旨は理解しました。文面に関しては一旦お預かりして、まとめて直させていただきますと思います。  
次にB傍聴者の使用についてです。傍聴者の使用に関しては基本的には議員の禁止事項と同様の行為のリスクがあるので、引き続き、情報端末の使用は禁止したいと思います。これに関しては、特にご異議がないかと思われます。
- 松尾委員 「携帯している」を「使用してはいけない」と変えるのかなと思って読んでいたのですがそうではないのですか。
- 加藤委員長 今回の検討事項の次のその他で会議規則等の見直しという項目を作っています。今日の資料の中にも載せてはいるのですが、会議規則に今日決定したことが影響することがあると思うのと、検討を改めてした方がいいところとも出てくると思うので、今回決まったことを受けて、ここは確認が必要とか改めて検討が必要というリストを挙げて、次回以降、ご検討いただこうと考えておりますがよろしいですか。
- 松尾委員 わかりました。
- 加藤委員長 次にC撮影の可否です。これも全会一致と思いますが、会議における撮影、録音、録画が議員も傍聴者も禁止ということであります。これは大事なことで、発言取り消しなど、会議録に記録しない事項と関係があり、傍聴者に全部録音されてしまうと、それがあたかも議事録に載っているかのようなことにもなってしまいうことも考えられるので禁止されるべきと考えます。各会派同じ意見でしたので、そのようにしたいと思います。続きまして、③会議システムについて、議場、委員会等の使用方法のまずAモニター等の機器が必要かということについてですが、事務局で調査したところモニターの費用までは出てこないというところがございますので、事務局の方で今議場にあるモニターが使えるか見ていただいたのですが、今のところ使えないというのが確定の見解です。次にB条例等の改正の必要性ですが改正の必要性は基本的にはなく条例を直さなくてはタブレットを入れられないということはないということでご理解をいただければいいと思います。  
ただ、こちら次回以降の会議で検討しようと思っていたのですが基本条例等を調べると所沢市、飯能市、富士見市、戸田市では情報端末機器を積極的に活用しようというような趣旨を基本条例で謳っている議会がありまして、これを載せるか載せないかといった検討いただきたいなと思いますので、条例について変えなくても現状、問題ないですが、そういったこともあるということで、今日のご理解をいただければと思います。  
次にC事務局との連動についてシステム・アプリの課題を検討していきたいと思えます。先日、SideBooksを指定して使えるのか、そうでないと再度勉強会が必要なのではというご意見頂戴しておりましたので、事務局の方で確認しましてSideBooksを指定で入れられそうだとの見解をいただきましたので、先日、デモンストレーションを行いましたSideBooksを基準に今後の検討を進めてまいります。そのSideBooksの文書共有システムですが、その中にフォルダから情報を得ることになりますが、それだ

けではなく、例えば会派や個人でフォルダを作ることもできると先日のデモのお話でもありました。それについては議員側からもフォルダに入れられる方が共有がしやすく、いいのではないかと、議員の側にも編集権限を与える方向性でどうだろうかというご意見を皆さんから頂戴しております。

ただ、なんでも自由にしてしまうと、統率が取れなくなりますので、事務局と話をしたなかでは、届出制にして、そのフォルダを作る権限自体は事務局で持ち、管理も事務局で行うのが最善の方法ではないかということによろしいでしょうか。

- 松尾委員 確認ですが、個人のフォルダはできるということによろしいでしょうか。先ほどパソコン持ち込み禁止ってことになったので、それができないとペーパーレスにならない。要は自分の作った資料をタブレットで参照できるのか自分の作った資料を議場で見たいと思った時に自分のフォルダがないと一般質問など結局印刷して紙で持ち込まないといけなくなる。
  - 林事務局長 方式としては議員個人のフォルダを作って、そのフォルダは議員個人しかアクセス、編集権限がないように設定することはできます。あと、議場に持ち込む時もタブレット自体に、ローカルにダウンロードして持ち込むっていう方法もあります。
  - 松尾委員 ローカル版があるのですね。
  - 林事務局長 ローカルもあります。ただ、議員個人のフォルダがあった方が事務局としてはやりやすいかなっていう考えはあります。議員個人が持っているフォルダがあれば事務局とのやり取りもできますし、そこはどちらでも大丈夫でございます。
  - 加藤委員長 次にD連絡用アプリの検討について、今SideBooksの話をしましたが、その会議等行う際、また執行部の作った資料を見る時の共有システムになりますが、事務局とのやり取りのメールや議会の予定としてのカレンダーなど調べたところでは、LINEWORKS、ChatWork、Googleカレンダー、TimeTree、サイボウズoffice、このようなものがあるということです。アプリに関しても議員共通のものが入れますので、個人で入れたいものを入れてしまうと、大元に戻って、議会として共有して使っていく効率化を図るという目的から個人支援に寄ってしまうので、スタートの段階では、皆さん同じアプリを入れるような方向で考えた方が良いというような意見もあり、事務局とも話してその方向で考えております。今後どういうアプリを入れるかはご意見頂戴しようと思いますが、基本的には皆さんも同じタブレットを持っている、同じアプリが入っているというようなことを前提にしたいと考えております。
- 案として、今アプリを紹介いたしました。アプリによっては組み合わせで使わないと機能が足りないの、組み合わせになる場合もありますし、1つでいけるかもしれないし、皆さんからきた意見については事務局の方にはお伝えしておりますので、事務局に調べていただいて、できれば、無料のアプリを駆使して使う方向で進めてまいりたいと考えておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 加藤委員長 では、そのようにさせていただきたいと思っております。

次に④セキュリティ対策についてです。基本的にはID、パスワードは貸与を受けた議員が責任を持って管理すること。資料にも当然のことを列挙しましたが、使用に関しては、

- ・各議員が善良な管理者として適切に管理する。
- ・議会活動及び議員活動以外で使用しない。
- ・他人に貸与し、又は譲渡しない。
- ・使用権限がなくなった時は、直ちに返却する。
- ・紛失又は破損した場合は、速やかに届け出を出す。

データの取り扱いに関しては、

- ・情報の送受信は使用者の責任においてに行う。
- ・データの正確性を保持し、データの紛失、毀損の防止に努める。
- ・個人情報その他の機密情報の漏洩があったときは、速やかに実情を把握するとともに、議長に報告し、必要な措置を講ずる。

といったことで、皆さんからのいただいたご意見も網羅されているかなと思いますのでこの内容でよろしいですか。よろしければ、そのような形で考えていきたいと思えます。それから技術的セキュリティのところでは文書共有システムのアクセス権限の種類について、先ほどお話ししたフォルダに対して、データに対して閲覧だけとか、ダウンロード、印刷ができるとか、編集ができるというところはなるべく皆さんの方でも使いやすいようにということで、アクセス権限は基本的に編集機能を持たせる方向で考えております。ここに関してはもう少し研究も必要かと思えます。事務局で色々調べていただいておりますのでその方向性でということをご理解をいただければと考えております。

それから、先ほどのアプリのインストールを制限する件については今回iPadを使用するのでappleIDになりますがappleIDを個人が知っていて個人で入れられるということではなくて基本的には事務局の方で入れると、さらに先ほどの話で決定しました共通のアプリを事務局の方でそれぞれのタブレットに入れるというようなことにしたいと思えます。USBメモリの外部端末との接続禁止やウェブサイトの閲覧制限をすることは、外部の方に情報が漏れないようにということでウイルス対策を行いたいという趣旨で書かれているかと思えます。本日ここではこういったところになるかなと思えますが、いかがでしょうか。

- 三木委員 最後のところですが、危険なサイトへの閲覧とかできないようにはしないのでしょうか。
- 加藤委員長 ブラックリスト方式について事務局から補足説明をお願いします。
- 林事務局長 まだ検討段階でございまして、閲覧制限することもできなくはないですけど、そこまでやるかどうか。どこまでできるかも今研究中でございまして。
- 加藤委員長 では、もう少し調べていただいて。ただ、制限かけると出てこなくなるものもあると思うので。

- 。三木委員 もしかすると必要なサイトかもしれないですからね。
- 。加藤委員長 先ほどMDMの説明がありましたけども、基本的には事務局の方でどの人がどのウェブサイトを見たとか記録が見られるそうです。なので、そこにチェック機能があるわけで、問題があった時に確認できるようにという意味合いではありますがそのようなことでよろしいかと思えます。

暫時休憩いたします。

(10:36~10:36)

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどご意見ございました一般質問についてですが、現在、日高市議会ではルール上、資料の提示はしないとしておりますが、ここをどうするかというところです。

会議の時に同じ画面をタブレット上で皆さん見ることができるということになりますが、本会議で一般質問をやる場合傍聴者に見せられるものはないというようなことになります。そうすると会議録が作成される都合上、言論で分かるようにということなので、この資料を見てくださいという表現はないと理解はしていますが、その補足として、資料の提示もできるのですが、その辺についてご意見については、タブレットを使い始めてから改めてこの議論をしてもいいかなと思っておりますので、この件に関しては持ち帰りとさせていただきます。次回以降の5その他のところで、会議規則等の見直し、傍聴者への資料のところでは一般質問が絡んでくると思えます。

それから、導入に関連してできる議会改革というところで、これ表現が分かりにくってことだったので例でお話ししますと、例えば例規集。今、新しい条例ができる定例会ごとに加除をやっていただいておりますが、今度、議会タブレットで例規集が見られれば、紙の例規集は不要になるのではないかと。その辺があった方がいいとか、なくしてしまっているのではないかと。タブレットを入れたことによってペーパーレス化を図れると、または効率化を図れるような項目があるか、その辺りのご意見をお聞きしていきたいと思えます。

それから、運用開始後の対応方法ということで、タブレットになったから全ての紙をなくしてしまっても大丈夫か、残した方がいいような資料があるかといったところをご検討いただければなと思っております。

そのようなところで検討を進めてまいりたいと思えます。それから、本日使い方の方向性が決まったところで使用基準が作れるかなと考えております。案として皆さんにご提示して、また検討していければと考えております。タブレットに関してはそういったことでよろしいですか。

(異議なし)

では、そのように、進めてまいりたいと思えます。それでは、本日のタブレットの導入に係る検討事項については、以上にさせていただきます。

<その他>

- 。加藤委員長 委員の皆さんから何かございますか。
- 。森崎委員 議会改革についてですが、以前、新ひだか政策研究会でまとめた議会改革として検討したら良いのではないかとと思われる項目をまとめたものを議会運営委員長に提出しています。来週、勉強会があるので、その後に順次検討を進めていくものと考え



えていますが、項目には本日検討したタブレットに関連する内容が含まれています。

また、早期に検討しても良いと思われるものがあるように思います。具体的には、タブレット関連で本日を含め検討が終わったものが、

- 6 1 一般質問時にモニターに資料投影
- 8 9 会議中の個人スマートフォン利用
- 9 0 資料のペーパーレス化、タブレット導入

タブレット関連で、今後検討するものが、

- 6 9 傍聴者への資料配付方法
- 7 4 傍聴規則の見直し

実現が現実的で、かつ早期検討が望ましいと考えるものが、

- 1 8 議運の正副委員長も一般質問を可能に
- 8 2 議場での議員表彰 です。

最後の2項目について、検討することを提案します。

- 加藤委員長 今、森崎委員の方から、議会運営委員会の正副委員長をまず初めとして、一般質問を可能にしたいという項目と議場での議員表彰についての項目について、検討を始めたかどうかというようなご意見がございました。皆さん、いかがでしょうか。検討していくことでよろしいですか、
- 鈴木議長 副議長は入らないのか。
- 加藤委員長 その辺も合わせて検討したいと思います。頭出しした時の項目のままなのかなと理解しますので。  
それでは、検討進めてよろしいですか。  
(異議なし)  
それでは、検討進めていくこととします。  
ついては、次回の議題としたいと思いますので一般質問のできる役職についてというところと議場での議員表彰について、会派の方でご意見をまとめてきていただきたいと思います。
- 山田委員 表彰の件で他市も行っていたりするので、そういう情報も知りたいですね。
- 加藤委員長 情報提供したいと思います。
- 松尾委員 早期に検討できるものは進めていくし、森崎委員の意見に大賛成の立場ですけど、他にもこれはどうかみたいなものがあれば、次回会議で提案させていただいたりしてもいいか。
- 加藤委員長 提案があれば、順次検討していきたいと思います。よろしいですか。
- 松尾委員 わかりました。
- 加藤委員長 最後に次回の議会運営委員会についてですが、10月25日の中間全協

の日の全員協議会の後に議会運営委員会の続き、タブレット検討と今いただいた議会改革の2項目を議題として会議を開きたいと思いますがよろしいですか。

- 大澤委員 一般質問は議長も含めて全部できるということの検討でよいですか。
- 加藤委員長 そうです。よろしいでしょうか。  
(異議なし)  
それでは、そのようにさせていただきます。

<閉 会> 午前10時45分

- 加藤委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

議会運営委員会

委員長 加 藤 大 輔